

川 監 収 第 2 5 号  
平成20年6月26日

請求人  
同  
同



川口市監査委員 新 山 幸 界  
同 小 林 政 氏  
同 池 田 嘉 明  
同 大 関 修 克

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成20年5月8日付けで提出された川口市選挙運動費用の公費負担に関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき次のとおり通知する。

記

I 請求の受理

本請求は、平成20年5月8日提出され、平成20年5月12日受理した。

II 請求の要旨（原文のとおり）

1. 請求の要旨

平成19年市議会議員一般選挙の際「川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例」に従い支出された費用に、地方財政法4条1項に反し、過剰に支出された燃料代金の支出事例がある。

そして川口市選挙管理委員会は関連書証を精査せず過剰な燃料代金を支出したが、これは地方財政法を無視した違法、脱法行為である。

地方財政法4条1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」とある。

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例に定める負担額以下であっても、不適切な金額について支出したことは地方財政法に反する行為であることを明確に認識し監査されたい。

## 2. 請求対象者

-1、第一の請求対象者は下記の者である（別紙 1、燃料費届出状況一覧表（指摘等該当者 参照）

- ① 燃料代金が他の候補者と比較して高額であり不適切な支出内容。  
⇒2 番、谷川氏。15 番、光田氏。24 番、榊原氏。26 番、最上氏。31 番、石橋氏。
- ② 当初は燃料代金が高額であったが修正している。しかし、請求単価が契約単価より高額になっており不適切な支出内容。  
⇒37 番、立石氏。39 番、岩沢氏。48 番、吉田氏。56 番、高橋氏。
- ③ 燃料代金自体は他の候補者と比較して高額ではないが、走行距離数から判断し不適切な支出内容。  
⇒46 番、山崎氏。
- ④ （財）日本エネルギー経済研究所石油情報センター調査による、埼玉県のリギュラーガソリンの一般小売価格より明らかに高くなっており、不適切な支出内容。  
⇒2 番、谷川氏。32 番、松本氏。48 番、吉田氏。  
※2007/4/16・埼玉県の一般小売価格（レギュラーガソリン単価）は@127.1

-2、第二の請求対象者は川口市選挙管理委員会である。

川口市選挙管理委員会は上記 2、第一の請求対象者より提出された本件関連書証を精査することなく支出したことは地方財政法 4 条 1 項に反することである。

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例に定める支出金額は、限度額を定めているものであり、限度額以下の実際に費消した金額を支出することが適法であり、限度額以下であっても金額が不適正であれば支出する行為は違法、脱法行為である。

## 3. 処置請求の要旨

本件支出は 1、請求の要旨に述べた如く違法、脱法行為である。

本件支出を監査し、市長に対し過剰な支出金を返還させるよう処置されたい。

## III 監査の実施

### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に平成 20 年 5 月 23 日証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、証拠の提出はなかった。

### (2) 関係人の事情聴取

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 6 日川口市選挙管理委員会事務局長、同事務局次長及び同選挙係長に事情聴取を実施した。

#### Ⅳ 監査の結果

本件請求については、これを棄却する。

##### (1) 事実確認

###### ア 選挙運動費用の公費負担について

本件請求に係る本市の議会の議員選挙に伴う選挙運動用自動車の使用の公費負担については、公職選挙法第141条第8項の規定に基づき制定された、川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例及び川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例施行規程に負担の範囲並びに手続きについて規定されている。

これらの手続き等については、条例及び規程に基づき候補者向けに「選挙公営のお知らせ」が作成されており、この選挙公営のお知らせによれば、燃料代請求に伴う手続き等は次のとおりである。

- (ア) 候補者は、公費負担の適用を受けようとする燃料代金について、燃料供給事業者と選挙運動用自動車の燃料供給契約を締結。
- (イ) 候補者は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添付し、川口市選挙管理委員会へ提出。
- (ウ) 候補者は、燃料供給事業者ごとに、自動車燃料代確認申請書を川口市選挙管理委員会へ提出。
- (エ) 川口市選挙管理委員会は、(ウ)の申請に基づき、内容確認のうえ自動車燃料代確認書を候補者へ交付。
- (オ) 候補者は、交付された自動車燃料代確認書を燃料供給事業者へ提出。
- (カ) 候補者は、燃料供給事業者ごとに、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)を燃料供給事業者へ提出。
- (キ) 燃料供給事業者は、請求書及び請求内訳書に自動車燃料代確認書及び選挙運動用自動車使用証明書(燃料)を添付し、川口市選挙管理委員会事務局(川口市長あて請求)へ提出。
- (ク) 川口市選挙管理委員会事務局は、燃料供給事業者から提出された燃料代の請求に基づき、選挙運動用自動車の使用の契約届出書(契約書の写し添付)等との整合性などを確認し、所定の支払い手続きを行う。

以上が燃料代請求に伴う一連の手続きであるが、選挙運動用自動車の使用の公費(燃料)の支払は、7,210円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得られた金額に達するまでの部分の金額とされている。

なお、当該候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限ることとされている。

イ 燃料代金を公費負担とした候補者人数について

本件措置請求が提出された平成20年5月8日現在37人である。

ウ 請求人が不適切な内容と指摘する候補者の燃料代金等について

- ① 「燃料代金が他の候補者と比較して高額であり不適切な支出内容」として指摘された5人の平成20年5月8日現在の状況は、次のとおりであった。

氏名	契約単価	請求単価	給油量	燃料費	使用車種
谷川恵子	139円	139円	276.40ℓ	38,419円	トヨタノア
光田直之	131円	131円	385.00ℓ	50,435円	トヨタウエイクシー
榊原秀忠	129円	129円	245.00ℓ	31,604円	トヨタレジアスエース
最上則彦	120円	120円	315.00ℓ	37,800円	小型貨物
石橋俊伸	130円	130円	257.80ℓ	33,514円	三菱アメリカ

その後、谷川恵子、光田直之及び石橋俊伸の請求内容の訂正が次のとおり行われた。

氏名	契約単価	請求単価	給油量 (訂正前)	燃料費 (訂正前)	訂正日 返還金額
谷川恵子	139円	139円	139.63ℓ (276.40ℓ)	19,405円 (38,419円)	H20.5.28 19,014円
光田直之	131円	131円	129.40ℓ (385.00ℓ)	16,950円 (50,435円)	H20.5.23 33,485円
石橋俊伸	全 額 返 還				H20.5.20 33,514円

- ② 「当初は燃料代金が高額であったが修正している。しかし、請求単価が契約単価より高額になっており不適切な支出内容」として指摘された4人の平成20年5月8日現在の状況は、次のとおりであった。

氏名	契約単価	請求単価	給油量	燃料費	使用車種
立石泰広	120円	126円	140.28ℓ	18,555円	トヨタレジアスエース
岩澤勝徳	120円	124円	145.00ℓ	17,980円	小型貨物自動車
吉田英司	120円	135円	171.00ℓ	23,085円	トヨタパンハエース
高橋英明	120円	123円	141.76ℓ	17,435円	小型自動車

その後、立石泰広、岩澤勝徳、吉田英司及び高橋英明の請求内容の訂正が次のとおり行われた。

氏名	契約単価	請求単価 (訂正前)	給油量	燃料費 (訂正前)	訂正日 返還金額
立石泰広	120円	120円 (126円)	140.28ℓ	16,833円 (18,555円)	H20.5.27 1,722円
岩澤勝徳	120円	120円 (124円)	145.00ℓ	17,400円 (17,980円)	H20.5.16 580円
吉田英司	120円	120円 (135円)	171.00ℓ	20,520円 (23,085円)	H20.5.21 2,565円
高橋英明	120円	120円 (123円)	141.76ℓ	17,011円 (17,435円)	H20.5.21 424円

- ③ 「燃料代金自体は他の候補者と比較して高額ではないが、走行距離数から判断し不適切な支出内容」として指摘された1人の平成20年5月8日現在の状況は、次のとおりであった。

氏名	契約単価	請求単価	給油量	燃料費	使用車種
山崎 豊	120円	120円	176.58ℓ	21,189円	トヨタレコ-ラフィエター

- ④ 「(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター調査による、埼玉県のリギュラーガソリンの一般小売価格より明らかに高くなっており、不適切な支出内容」として指摘された3人の平成20年5月8日現在の状況は、次のとおりであった。

氏名	契約単価	請求単価	給油量	燃料費	使用車種
谷川恵子	139円	139円	276.40ℓ	38,419円	トヨタノア
松本英彦	136.5円	136.5円	179.81ℓ	24,541円	三菱ス-ションワゴン
吉田英司	120円	135円	171.00ℓ	23,085円	トヨタハ-ソハイース

なお、谷川恵子については①に、吉田英司については②に記したとおり、それぞれ訂正が行われている。

エ 財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表している埼玉県におけるレギュラーガソリンの一般小売価格について

平成19年4月16日現在の埼玉県内におけるリッター当たりの一般小売価格は127.1円である。

この価格は、埼玉県内の給油所の小売価格を単純平均した価格である。

なお、吉田英司については②に記したとおり、訂正が行われている。

オ 10・15モード燃費について

1リットルの燃料で何キロメートル走行できるか、自動車の使用状況を配慮して決定する燃費測定方法である。

国土交通省が定めた、市街地を想定した10項目の走行パターンに基づく10モード燃費、そして市街地を想定した15項目の走行パターンに基づく15モード燃費を加味したものが10・15モード燃費である。

なお、このテストは測定機器での計測値のため、一般的な実走行の燃費とは乖離が生じている。

(2) 判断

ア 「2. 請求対象者 -1、第一の請求対象者は下記の者である ① 燃料代金が他の候補者と比較して高額であり不適切な支出内容」との指摘について

指摘された5人の候補者のうち谷川恵子、光田直之及び石橋俊伸については、事実確認 ウ ① に記したとおり、その後訂正が行われたことから他の候補者と比較し高額であるとの指摘は当たらない。

榊原秀忠及び最上則彦について請求人は、燃料代金が高額であるとの根拠に他の候補者との比較を基にしているが、選挙運動は候補者の意志の表現の場であり、その活動量・内容には各候補者により大きな差異が生ずるところであり、他の候補者と比較し高額であることが不適切とは認められない。

また、選挙運動の特殊性を鑑み、選挙運動用自動車の燃費は、10・15モード燃費より、著しく低くなると思われ、給油量から類推される走行距離からみても、許容範囲を逸脱しているものとは認められない。

イ 「2. 請求対象者 -1、第一の請求対象者は下記の者である ② 当初は燃料代金が高額であったが修正している。しかし、請求単価が契約単価より高額になっており不適切な支出内容」との指摘について

事実確認 ウ ② に記したとおり、その後訂正が行われたことから契約単価より高額であるとの指摘は当たらない。

ウ 「2. 請求対象者 -1、第一の請求対象者は下記の者である ③ 燃料代金自体は他の候補者と比較して高額ではないが、走行距離数から判断し不適切な支出内容」との指摘について

請求人は、10・15モードを基に算出した走行距離から判断し不適切との指摘であるが、10・15モードについては事実確認 オ に記したとおり、参考値であり、判断 ア でも述べたとおり、その活動量・内容には各候補者により大きな差異が生ずるところであり、選挙運動の特殊性を鑑み、給油量から類推される走行距離からみても、許容範囲を逸脱しているものとは認められない。

エ 「2. 請求対象者 -1、第一の請求対象者は下記のも者である ④（財）日本エネルギー経済研究所石油情報センター調査による、埼玉県のレギュラーガソリンの一般小売価格より明らかに高くなっており、不適切な支出内容」との指摘について

事実確認 エ に記したとおり、埼玉県内の平均値であり、財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの週次調査の結果からみても、その市場価格には差異がみられ、不適切と指摘された価格についても許容範囲を逸脱しているものとは認められない。

オ 「-2、第二の請求対象者は川口市選挙管理委員会である。川口市選挙管理委員会は上記 2、第一の請求対象者より提出された本件関連書証を精査することなく支出したことは地方財政法 4 条 1 項に反することである。川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例に定める支出金額は、限度額を定めているものであり、限度額以下の実際に費消した金額を支出することが適法であり、限度額以下であっても金額が不適正であれば支出する行為は違法、脱法行為である」との指摘について

地方財政法は地方公共団体の運営等に関する基本原則を定めたものであり、第 4 条第 1 項の規定は、地方財政の健全性の確保の観点から、経費の支出については、社会通念上許される範囲の支出であることを意味すると解釈される。

選挙運動費用の公費負担に関しては、事実確認 ア に記したとおり、公職選挙法を踏まえ条例及び施行規程が定められており、これら諸規定等に基づき一連の事務手続きがなされたものであり、違法性並びに脱法行為は認められない。

また、請求人が 2. 請求対象者 -1、② で指摘した請求単価が契約単価より高額との指摘については、事務処理の過程に遺漏がみられたものの、事実確認 ウ ② に記したとおり、訂正されたことから請求に理由がないものと認める。

## V 意見

選挙運動費用の公費負担については、公職選挙法及び川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例等に基づき支出されているところであるが、制度の運用に当たり多くの事後訂正が行われた事実から、本制度の事務手続きが十分理解されていないと認められるため、川口市選挙管理委員会においては、事務処理手順等について抜本的に見直すとともにその周知に努め、公金の支出に対する市民への説明責任及び使途の透明性の観点から、厳格な管理・監督を行うよう強く望むものである。